

協議第5号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて提案する。

平成15年10月28日提出

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第5号

財産の取扱い

戸井町，恵山町，楸法華村，南茅部町の所有する財産は，すべて函館市に引き継ぐものとする。

1 財産

【調整の具体的な内容】

合併時における戸井町、恵山町、榎法華村、南茅部町の所有する財産（土地、建物、債権および債務等）は、すべて函館市に引き継ぐ。

(1) 主な財産

区 分			函 館 市	戸 井 町	恵 山 町	榎 法 華 村	南 茅 部 町
行政財産	土地	㎡	7,454,177	819,363	447,587	256,876	920,999
	建物	㎡	909,316	38,221	46,344	21,829	56,975
普通財産	土地	㎡	10,897,188	8,650,434	8,277,001	3,290,230	16,887,217
	建物	㎡	35,378	4,318	10,817	2,958	6,180
出資による権利	千円		1,659,707	33,109	33,150	65,839	49,598
基 金	債 権	千円	712,794			9,115	
	土 地	千円	1,071,235				171,112
	現 金	千円	12,129,304	894,970	269,017	870,797	1,011,535

※平成14年度末一般会計、特別会計分

(2) 起債残高

(単位：千円)

区 分	函 館 市	戸 井 町	恵 山 町	榎 法 華 村	南 茅 部 町
一 般 会 計	113,799,102	3,260,511	2,958,694	3,469,998	7,196,317
港湾事業特別会計	26,084,039				
自転車競走事業特別会計	3,295,000				
水産物地方卸売市場事業特別会計	917,211				
中央卸売市場事業会計	545,700				
病院事業会計	28,492,448		1,409,958		296,754
水道事業会計	19,095,155	517,638	451,637	356,861	538,195
温泉事業会計	954,775				
公共下水道事業会計	72,385,535	531,880			
交通事業会計	2,087,139				
全会計合計	267,656,104	4,310,029	4,820,289	3,826,859	8,031,266

※平成14年度末

協議第6号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提案する。

平成15年10月28日提出

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第9号

地方税の取扱い

地方税は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条第1項の規定により、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。

ただし、南茅部町の入湯税については、平成17年度から5か年度は不均一課税とする。

1 税率等

【調整の具体的な内容】

地方税は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条第1項の規定により、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。ただし、南茅部町の入湯税については、平成17年度から5か年度は不均一課税とする。

区 分		単位	函館市	戸井町	恵山町	楸法華村	南茅部町
市	個人	均 等 割	円	2,500	2,000		2,600
		非 課 税 基 準 額		320,000	280,000		
	所 得 割	%	3.0 , 8.0 , 10.0				
町 村 民 税	法 人	均 等 割	円	1号法人	3,600,000		
				2号法人	2,100,000		
				3号法人	492,000		
				4号法人	480,000		
				5号法人	192,000		
				6号法人	180,000		
				7号法人	156,000		
				8号法人	144,000		
				9号法人	60,000		
	法 人 税 割	%	14.7				
固 定 資 産 税			1.4				
軽 自 動 車 税		円	1,100~ 7,900	1,000~7,200			
たばこ税（千本あたり）		円	2,977（旧3級品は1,412円）				
鉦 産 税	価 格 2 0 0 万 円 超	%	1.2			1.0	
	価 格 2 0 0 万 円 以 下		0.9			0.7	
入 湯 税	宿 泊	円	150	-	150		
	日 帰 り		150	50	150	70	
	対 象 年 齢	歳	15歳以上	12歳以上			
都 市 計 画 税		%	0.3	-			

※入湯税の日帰り分について、戸井町、楸法華村の入浴施設は、市の課税免除基準では課税免除の対象となるが、南茅部町の一部の入浴施設は課税免除の対象とならない。

2 納 期

【調整の具体的な内容】

各税目の納期については、平成17年度から函館市の制度に統一する。

区 分		函館市	戸井町	恵山町	楸法華村	南茅部町	
市 町 村 民 税	個 人	1 期	6月16日～同月30日	6月1日～同月30日	6月1日～同月30日	6月1日～同月30日	6月15日～同月30日
		2 期	8月16日～同月31日	8月1日～同月31日	8月1日～同月31日	9月1日～同月30日	8月15日～同月31日
		3 期	10月16日～同月31日	10月1日～同月31日	10月1日～同月31日	12月1日～同月25日	10月15日～同月31日
		4 期	1月16日～同月31日	12月1日～同月25日	12月1日～同月25日	—	12月10日～同月25日
	法 人	事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内	事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内	事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内	事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内	事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内	
固定資産税	1 期	4月16日～同月30日	5月1日～同月31日	5月1日～同月31日	5月1日～同月31日	5月15日～同月31日	
	2 期	7月16日～同月31日	7月1日～同月31日	7月1日～同月31日	8月1日～同月31日	7月15日～同月31日	
	3 期	9月16日～同月30日	9月1日～同月30日	9月1日～同月30日	11月1日～同月30日	9月15日～同月30日	
	4 期	12月10日～同月25日	11月1日～同月30日	11月1日～同月30日	—	11月15日～同月30日	
軽自動車税		5月16日～同月31日	4月11日～同月30日	5月11日～同月31日	5月1日～同月31日	5月15日～同月31日	
市町村たばこ税		毎月末日	毎月末日	毎月末日	毎月末日	毎月末日	
鉱 産 税		毎月末日	毎月15日～末日	毎月15日～末日	毎月15日～末日	毎月15日～末日	
入 湯 税		毎月15日	毎月15日	毎月15日	毎月15日	毎月15日	
都市計画税	1 期	4月16日～同月30日	—	—	—	—	
	2 期	7月16日～同月31日					
	3 期	9月16日～同月30日					
	4 期	12月10日～同月25日					

協議第7号

町字名の取扱いについて

町字名の取扱いについて提案する。

平成15年10月28日提出

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第13号

町字名の取扱い

- 1 函館市，戸井町，恵山町，楸法華村，南茅部町の町字の区域については，現行のとおりとする。
- 2 戸井町，恵山町，楸法華村，南茅部町の区域内の町名については，4町村の意向を尊重する。

町字名の調整方針（案）①＝旧町村名＋字名を新町名とし，字名から字をとる。

戸井町		恵山町		楳法華村		南茅部町	
旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
亀田郡 戸井町字原木町	函館市 戸井町原木	亀田郡 恵山町字日浦	函館市 恵山町日浦	亀田郡 楳法華村字恵山岬	函館市 楳法華町恵山岬	茅部郡 南茅部町字古部	函館市 南茅部町古部
亀田郡 戸井町字二見町	函館市 戸井町二見	亀田郡 恵山町字豊浦	函館市 恵山町豊浦	亀田郡 楳法華村字元村	函館市 楳法華町元村	茅部郡 南茅部町字木直	函館市 南茅部町木直
亀田郡 戸井町字浜町	函館市 戸井町浜町	亀田郡 恵山町字日和山	函館市 恵山町日和山	亀田郡 楳法華村字富浦	函館市 楳法華町富浦	茅部郡 南茅部町字尾札部	函館市 南茅部町尾札部
亀田郡 戸井町字館町	函館市 戸井町館町	亀田郡 恵山町字大澗	函館市 恵山町大澗	亀田郡 楳法華村字島泊	函館市 楳法華町島泊	茅部郡 南茅部町字川汲	函館市 南茅部町川汲
亀田郡 戸井町字泊町	函館市 戸井町泊町	亀田郡 恵山町字中浜	函館市 恵山町中浜	亀田郡 楳法華村字八幡町	函館市 楳法華町八幡町	茅部郡 南茅部町字安浦	函館市 南茅部町安浦
亀田郡 戸井町字弁才町	函館市 戸井町弁才	亀田郡 恵山町字川上	函館市 恵山町川上	亀田郡 楳法華村字恵山	函館市 楳法華町恵山	茅部郡 南茅部町字臼尻	函館市 南茅部町臼尻
亀田郡 戸井町字瀬田来町	函館市 戸井町瀬田来	亀田郡 恵山町字女那川	函館市 恵山町女那川	亀田郡 楳法華村字絵紙山	函館市 楳法華町絵紙山	茅部郡 南茅部町字豊崎	函館市 南茅部町豊崎
亀田郡 戸井町字汐首町	函館市 戸井町汐首	亀田郡 恵山町字高岱	函館市 恵山町高岱	亀田郡 楳法華村字浜町	函館市 楳法華町浜町	茅部郡 南茅部町字大船	函館市 南茅部町大船
亀田郡 戸井町字釜谷町	函館市 戸井町釜谷	亀田郡 恵山町字日ノ浜	函館市 恵山町日ノ浜	亀田郡 楳法華村字銚子	函館市 楳法華町銚子	茅部郡 南茅部町字双見	函館市 南茅部町双見
亀田郡 戸井町字小安町	函館市 戸井町小安	亀田郡 恵山町字吉畑	函館市 恵山町吉畑			茅部郡 南茅部町字岩戸	函館市 南茅部町岩戸
亀田郡 戸井町字丸山	函館市 戸井町丸山	亀田郡 恵山町字古武井	函館市 恵山町古武井				
亀田郡 戸井町字小安山	函館市 戸井町小安山	亀田郡 恵山町字恵山	函館市 恵山町恵山				
		亀田郡 恵山町字柏野	函館市 恵山町柏野				
		亀田郡 恵山町字御崎	函館市 恵山町御崎				
12	12	14	14	9	9	10	10

※同一の町・字名

- ・八幡町・・・函館市と楳法華村
- ・浜町・・・戸井町と楳法華村
- ・恵山・・・恵山町と楳法華村

※同一の読み方の町・字名

- （読み）ふたみ
- ・戸井町字二見町
- ・南茅部町字双見

町字名の調整方針（案）②＝旧字名を新町名とし，類似の場合は旧町村名をつける。

戸井町		恵山町		楳法華村		南茅部町	
旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
亀田郡 戸井町字原木町	函館市 原木町	亀田郡 恵山町字日浦	函館市 日浦町	亀田郡 楳法華村字恵山岬	函館市 恵山岬町	茅部郡 南茅部町字古部	函館市 古部町
亀田郡 戸井町字二見町	函館市 戸井二見町	亀田郡 恵山町字豊浦	函館市 豊浦町	亀田郡 楳法華村字元村	函館市 元村町	茅部郡 南茅部町字木直	函館市 木直町
亀田郡 戸井町字浜町	函館市 戸井浜町	亀田郡 恵山町字日和山	函館市 日和山町	亀田郡 楳法華村字富浦	函館市 富浦町	茅部郡 南茅部町字尾札部	函館市 尾札部町
亀田郡 戸井町字館町	函館市 館町	亀田郡 恵山町字大洞	函館市 大洞町	亀田郡 楳法華村字島泊	函館市 島泊町	茅部郡 南茅部町字川汲	函館市 川汲町
亀田郡 戸井町字泊町	函館市 泊町	亀田郡 恵山町字中浜	函館市 中浜町	亀田郡 楳法華村字八幡町	函館市 楳法華八幡町	茅部郡 南茅部町字安浦	函館市 安浦町
亀田郡 戸井町字弁才町	函館市 弁才町	亀田郡 恵山町字川上	函館市 川上町	亀田郡 楳法華村字恵山	函館市 楳法華恵山町	茅部郡 南茅部町字臼尻	函館市 臼尻町
亀田郡 戸井町字瀬田来町	函館市 瀬田来町	亀田郡 恵山町字女那川	函館市 女那川町	亀田郡 楳法華村字絵紙山	函館市 絵紙山町	茅部郡 南茅部町字豊崎	函館市 豊崎町
亀田郡 戸井町字汐首町	函館市 汐首町	亀田郡 恵山町字高岱	函館市 高岱町	亀田郡 楳法華村字浜町	函館市 楳法華浜町	茅部郡 南茅部町字大船	函館市 大船町
亀田郡 戸井町字釜谷町	函館市 釜谷町	亀田郡 恵山町字日ノ浜	函館市 日ノ浜町	亀田郡 楳法華村字銚子	函館市 銚子町	茅部郡 南茅部町字双見	函館市 南茅部双見町
亀田郡 戸井町字小安町	函館市 小安町	亀田郡 恵山町字吉畑	函館市 吉畑町			茅部郡 南茅部町字岩戸	函館市 岩戸町
亀田郡 戸井町字丸山	函館市 丸山町	亀田郡 恵山町字古武井	函館市 古武井町				
亀田郡 戸井町字小安山	函館市 小安山町	亀田郡 恵山町字恵山	函館市 恵山町				
		亀田郡 恵山町字柏野	函館市 柏野町				
		亀田郡 恵山町字御崎	函館市 御崎町				
12	12	14	14	9	9	10	10

※同一の町・字名

- ・八幡町・・・函館市と楳法華村
- ・浜町・・・戸井町と楳法華村
- ・恵山・・・恵山町と楳法華村

※同一の読み方の町・字名

- （読み）ふたみ
- ・戸井町字二見町
- ・南茅部町字双見

町字名の調整方針（案）③＝旧町村名＋字名を新町名とする。

戸井町		恵山町		楳法華村		南茅部町	
旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
亀田郡 戸井町字原木町	函館市 戸井原木町	亀田郡 恵山町字日浦	函館市 恵山日浦町	亀田郡 楳法華村字恵山岬	函館市 楳法華恵山岬町	茅部郡 南茅部町字古部	函館市 南茅部古部町
亀田郡 戸井町字二見町	函館市 戸井二見町	亀田郡 恵山町字豊浦	函館市 恵山豊浦町	亀田郡 楳法華村字元村	函館市 楳法華元村町	茅部郡 南茅部町字木直	函館市 南茅部木直町
亀田郡 戸井町字浜町	函館市 戸井浜町	亀田郡 恵山町字日和山	函館市 恵山日和山町	亀田郡 楳法華村字富浦	函館市 楳法華富浦町	茅部郡 南茅部町字尾札部	函館市 南茅部尾札部町
亀田郡 戸井町字館町	函館市 戸井館町	亀田郡 恵山町字大洞	函館市 恵山大洞町	亀田郡 楳法華村字島泊	函館市 楳法華島泊町	茅部郡 南茅部町字川汲	函館市 南茅部川汲町
亀田郡 戸井町字泊町	函館市 戸井泊町	亀田郡 恵山町字中浜	函館市 恵山中浜町	亀田郡 楳法華村字八幡町	函館市 楳法華八幡町	茅部郡 南茅部町字安浦	函館市 南茅部安浦町
亀田郡 戸井町字弁才町	函館市 戸井弁才町	亀田郡 恵山町字川上	函館市 恵山川上町	亀田郡 楳法華村字恵山	函館市 楳法華恵山町	茅部郡 南茅部町字臼尻	函館市 南茅部臼尻町
亀田郡 戸井町字瀬田来町	函館市 戸井瀬田来町	亀田郡 恵山町字女那川	函館市 恵山女那川町	亀田郡 楳法華村字絵紙山	函館市 楳法華絵紙山町	茅部郡 南茅部町字豊崎	函館市 南茅部豊崎町
亀田郡 戸井町字汐首町	函館市 戸井汐首町	亀田郡 恵山町字高岱	函館市 恵山高岱町	亀田郡 楳法華村字浜町	函館市 楳法華浜町	茅部郡 南茅部町字大船	函館市 南茅部大船町
亀田郡 戸井町字釜谷町	函館市 戸井釜谷町	亀田郡 恵山町字日ノ浜	函館市 恵山日ノ浜町	亀田郡 楳法華村字銚子	函館市 楳法華銚子町	茅部郡 南茅部町字双見	函館市 南茅部双見町
亀田郡 戸井町字小安町	函館市 戸井小安町	亀田郡 恵山町字吉畑	函館市 恵山吉畑町			茅部郡 南茅部町字岩戸	函館市 南茅部岩戸町
亀田郡 戸井町字丸山	函館市 戸井丸山町	亀田郡 恵山町字古武井	函館市 恵山古武井町				
亀田郡 戸井町字小安山	函館市 戸井小安山町	亀田郡 恵山町字恵山	函館市 恵山町				
		亀田郡 恵山町字柏野	函館市 恵山柏野町				
		亀田郡 恵山町字御崎	函館市 恵山御崎町				
12	12	14	14	9	9	10	10

※同一の町・字名

- ・八幡町・・・函館市と楳法華村
- ・浜町・・・戸井町と楳法華村
- ・恵山・・・恵山町と楳法華村

※同一の読み方の町・字名

- （読み）ふたみ
- ・戸井町字二見町
- ・南茅部町字双見

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて提案する。

平成15年10月28日提出

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第14号

慣行の取扱い

- 1 市町村章，市町村民憲章については，函館市の市章，市民憲章を用いるものとし，戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の町村章，町村民憲章については，各地域の章，憲章として伝承していく。
- 2 市町村の花・木・鳥・魚については，函館市の花等を用いるものとし，戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の花等については，各地域の花等として伝承していく。
- 3 消防出初め式については，函館市の制度に統一する。
- 4 成人式については，函館市の制度に統一する。

1 市町村章および市町村民憲章

【調整の具体的な内容】

市町村章，市町村民憲章については，函館市の市章，市民憲章を用いるものとし，戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の町村章，町村民憲章については，各地域の章，憲章として伝承していく。

市町村章制定日

函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
昭和10年7月13日	昭和43年10月1日	大正7年4月24日	昭和51年8月30日	昭和34年9月1日

市町村民憲章制定日

函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
昭和52年5月3日	昭和53年9月25日	昭和54年9月26日	昭和51年8月30日	昭和53年5月2日

2 市町村の花・木・鳥・魚

【調整の具体的な内容】

市町村の花・木・鳥・魚については，函館市の花等を用いるものとし，戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の花等については，各地域の花等として伝承していく。

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
花	つつじ	エゾカンゾウ	つつじ	つつじ	サラサドウダン
木	オンコ	黒マツ	もみじ	トドマツ	キタゴヨウマツ
鳥	ヤマガラ	カモメ			オオルリ
魚	イカ	タコ			

3 消防出初め式

【調整の具体的な内容】

消防出初め式については，函館市の制度に統一する。

函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
1月7日	1月2日	1月2日	1月2日	1月2日

4 成人式

【調整の具体的な内容】

成人式については，函館市の制度に統一する。

函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
成人の日	8月13日	8月14日	1月2日	1月2日

協議第9号

広報・広聴事業の取扱いについて

広報・広聴事業の取扱いについて提案する。

平成15年10月28日提出

函館市・戸井町・恵山町・楳法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第20号

広報・広聴事業の取扱い

- 1 広報・広聴事業は、函館市の制度に統一する。
- 2 法律等相談事業は、函館市の制度に統一する。

広報・広聴事業

1 広報事業

【調整の具体的な内容】

広報紙，その他広報事業については，函館市の制度に統一する。

区分	函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町
広報紙	「市政はこだて」 毎月発行 「市政はこだて」 点字版・録音版 毎月発行	「とい」 年6回発行	「えさん」 毎月発行	「とどほっけ」 毎月発行	「ふるさと」 毎月発行
その他広報					
行政情報の刊行物	市勢要覧 毎年発行	町勢要覧 不定期発行 (平成14年度発行)	町勢要覧 不定期発行 (平成11年度発行)	村勢要覧 不定期発行 (平成11年度発行)	町勢要覧 不定期発行 (平成6年度発行)
	市民生活のしおり 不定期発行	—	—	知っておきたい 村の仕事 (予算説明書) 毎年発行	まちの予算ダイ ジェスト (予算説明書) 毎年発行
	子ども広報 はこだって子 年1回発行	—	—	—	—
その他	テレビ，ラジオ等による広報				
	市役所「出前講座」 開催				
	ホームページによる広報	ホームページによる広報	ホームページによる広報	ホームページによる広報	ホームページによる広報

2 広聴事業

【調整の具体的な内容】

広聴事業については、函館市の制度に統一し、実施にあたっては、地区や参集範囲等に配慮する。

区 分	函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町
地域懇談会	移動市長室 年4回開催 市内4地区対象	町政懇談会 隔年開催 町内10地区対象	町政懇談会 年1回 町内8地区	村政懇談会 随時開催 村内7地区対象	町政懇談会 隔年開催 町内8地区・団体別 対象
			移動町長室 随時開催 町内8地区対象		
	町会連合会役員と の懇談会 年1回開催 町会連合会役員対象	町内会長会議 年1回	町内会長会議 年1回	町内会長会議 年1回	町内会長会議 年1回
	住民組織代表と市 長との懇談会 年1回開催 各町会長対象	宅配懇談会・各種 団体との懇談会 随時開催		キャッチボール 懇談会 町会・各種団体・ 一般村民との懇談 随時開催	
市長と市民の ふれあい懇談会 年2回開催 市民対象					
		町づくり推進会議 (委員会方式による 提言) 年3回開催			
そ の 他	市民アンケート 市長への提言 それぞれ年1回実 施			まちづくりの手紙 年1回実施	
	市民の声 (市民意見の市政 反映のため、投かん 箱を設置)				

3 法律等相談事業

【調整の具体的な内容】

法律等相談事業は、函館市の制度に統一し、4町村での実施について検討する。

区 分	函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町
住民相談	法律(本庁) 毎週水曜日 毎週金曜日 第2火曜日	無料法律相談 偶数月の12日	—	—	町顧問弁護士を紹介
	法律(亀田支所) 第1, 3火曜日				
	公正証書全般 第2月曜日				
	困りごと心配ごと 第1, 3火曜日				
	くらしの法律手続 第1, 3火曜日				
	土地・家屋 毎週木曜日				
	登記全般 毎週木曜日				

協議第10号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて提案する。

平成15年10月28日提出

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第25号

国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業は、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。

ただし、南茅部町の保険料率については、平成17年度から5か年度で段階的に調整し統一する。

国民健康保険事業

1 保険料（税）

【調整の具体的な内容】

国民健康保険料（税）については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。

ただし、南茅部町の保険料率については、平成17年度から5か年で段階的に調整し統一する。

区 分		函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町
医療	所得割	10.99%	10.50%	10.00%	14.00%	8.00%
	資産割	—	60.00%	40.00%	70.00%	30.00%
	均等割	28,010円	23,000円	30,000円	25,000円	35,000円
	平等割	31,410円	28,000円	35,000円	30,000円	38,000円
	賦課限度額	520,000円	530,000円	530,000円	520,000円	510,000円
介護	所得割	1.72%	0.80%	0.90%	0.90%	0.50%
	資産割	—	—	—	—	7.00%
	均等割	5,520円	9,000円	10,000円	10,000円	6,000円
	平等割	4,750円	—	—	—	4,000円
	賦課限度額	80,000円	80,000円	80,000円	65,000円	80,000円

※平成15年度賦課の料（税）率

2 保険給付

【調整の具体的な内容】

保険給付については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。

区 分	函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町
法定給付	7割	7割	7割	7割	7割
任意給付					
葬 祭 費	30,000円	50,000円	30,000円	30,000円	30,000円
出産育児一時金	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
精神病療養費	一部負担金相当額	—	—	—	—

3 保健事業

【調整の具体的な内容】

保健事業については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
各市町村で実施している検診項目	○基本健康診査	基本健康診査	基本健康診査	○基本健康診査	基本健康診査
	○胃がん検診	胃がん検診	胃がん検診	○胃がん検診	胃がん検診
	肺がん検診	肺がん検診	肺がん検診	○肺がん検診	肺がん検診
	大腸がん検診	大腸がん検診	大腸がん検診	○大腸がん検診	大腸がん検診
	子宮がん検診	子宮がん検診	子宮がん検診	○子宮がん検診	子宮がん検診
	乳がん検診	乳がん検診	乳がん検診	○乳がん検診	乳がん検診
				○前立腺がん検診	
	骨粗しょう検診			○骨粗しょう検診	骨粗しょう検診
	○人間ドック	○人間ドック	○人間ドック		○人間ドック
	○脳ドック		○脳ドック		
啓発事業等	高齢者健康教育講座 優良健康世帯表彰	健康祭りほか	スポーツ大会ほか	講座ほか	講座ほか

注) ○を付した検診項目を国民健康保険の保健事業として助成。

4 納 期

【調整の具体的な内容】

納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町	
賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	
納 期	第1期	6月20日～同月末日	6月1日～同月25日	6月1日～同月25日	6月1日～同月30日	6月15日～同月30日
	第2期	7月16日～同月末日	7月1日～同月25日	7月1日～同月25日	7月1日～同月31日	7月15日～同月31日
	第3期	8月16日～同月末日	8月1日～同月25日	8月1日～同月25日	8月1日～同月31日	8月15日～同月31日
	第4期	9月16日～同月末日	9月1日～同月25日	9月1日～同月25日	9月1日～同月30日	9月15日～同月30日
	第5期	10月16日～同月末日	10月1日～同月25日	10月1日～同月25日	10月1日～同月31日	10月15日～同月31日
	第6期	11月16日～同月末日	11月1日～同月25日	11月1日～同月25日	11月1日～同月30日	11月15日～同月30日
	第7期	12月16日～同月28日	12月1日～同月25日	12月1日～同月25日	12月1日～同月25日	12月10日～同月25日
	第8期	1月16日～同月末日	1月1日～同月25日	1月1日～同月25日	1月6日～同月31日	1月15日～同月31日
	第9期	2月16日～同月末日	2月1日～同月25日	2月1日～同月25日	2月1日～同月末日	2月15日～同月28日
	第10期	3月16日～同月末日	3月1日～同月25日	3月1日～同月25日	3月1日～同月31日	3月15日～同月31日

国民健康保険料率統一に伴う影響額

○市の料率を適用した場合の影響(介護分含む)

(単位:世帯)

区 分	戸 井 町	恵 山 町	椴 法 華 村	南 茅 部 町	合 計
総 世 帯 数	828	843	252	1,646	3,569
減 額 と な る 世 帯	403	559	201	513	1,676
1 万 円 以 下	80	79		35	194
1 ～ 3 万 円	94	480	5	475	1,054
3 ～ 5 万 円	229		106	3	338
5 ～ 7 万 円			55		55
7 ～ 9 万 円			34		34
9 ～ 11 万 円			1		1
11 ～ 12 万 円					
増 額 と な る 世 帯	425	284	51	1,133	1,893
1 万 円 以 下	165	157	8	98	428
1 ～ 3 万 円	215	117	43	179	554
3 ～ 5 万 円	45	10		436	491
5 ～ 7 万 円				242	242
7 ～ 9 万 円				124	124
9 ～ 11 万 円				34	34
11 ～ 12 万 円				20	20

※世帯数は、平成15年度確定賦課時